

飯田市環境保全条例の改正（素案）の概要に関する意見公募の結果

1 意見公募の概要

- (1) 公募の期間 平成 22 年 11 月 29 日（月）から平成 22 年 12 月 28 日（火）まで
- (2) 公募の方法 飯田市ウェブサイト及び広報いいたへ条例の改正（素案）の概要を掲載するとともに、環境課、行政資料コーナー、各自治振興センター、りんご庁舎市民証明コーナー、飯田市公民館並びに橋北、橋南、羽場、丸山及び東野公民館窓口において公表し、書面又は電子メール等で意見を公募した。

2 意見公募の結果

- (1) 意見等提出者 2 個人、2 団体
- (2) 意見等の件数 23 項目 39 件

3 提出された意見の条例改正案への反映について

- (1) 素案の概要において既に考慮されているもの 6 件
- (2) 今後検討する飯田市環境保全条例の改正案に反映する予定であるもの 4 件
- (3) 今後検討する条例の改正案に反映できないもの 5 件
- (4) 前 3 号のいずれにも該当しないもの 24 件

4 提出された意見の概要と市の考え方

(1) 屋外堆積場に係る定義の明確化について

提出された意見	市の考え方
屋外堆積場の定義が不明確だ。	屋外堆積場については次のように定義するよう考えています。 (1) 屋外堆積場 事業活動に伴い、屋外に使用済物品等（(2)で説明しています。）を現に堆積している場所又は堆積する予定の場所（飯田市の区域内にあり、通路その他の屋外において使用済物品等の集荷、選別又は出荷の用に供する場所を含む。）であって、面積が 300 m ² （このような場所を同一の者が市内において複数有している場合は、それぞれの場所を合計した面積）を超え、又は高さが 3 m を超える状態が 3 日を超えて継続するもの (2) 使用済物品等 事業活動又は家庭生活において使用される物品で、使用済のもの又は使用されることなく不要とされたものであり、かつ、再資源化その他の方法による再利用のために収集されたものをいいます。ただし、廃棄物、木くずチップ、その他規則に定めるもの（農林漁業を営むためのもの、土石類、木材及び竹材）を除きます。
施設設置の解釈は何か、野山や空き地は施設となるのか、何をもって施設というのか明確にすべき。	概要では施設の設置としましたが、用語としてなじみにくいため、飯田市環境保全条例の改正案では屋外堆積場で使用済物品等を屋外堆積等しようとする場合に置き換えて表現します。

(2) 廃棄物か否かの判断について

提出された意見	市の考え方
<p>廃棄物と有価物の区別を具体的に明確にされたい。</p>	<p>廃棄物とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律では「ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のものをいう。」と定義されており、飯田市環境保全条例の改正案において、有価物は使用済物品等のうち廃棄物以外のものと考えていきます。</p>
<p>有価物か廃棄物かの解釈について、家電品等は野積みされることにより風雨にさらされその機能が損なわれる恐れがあり、野積みされる時点で廃棄物と解釈することが妥当だと思われる。 このことから家電品等の野積みについて、飯田市の見解を明確にし適正に管理することを条文に明記するべきではないか。</p>	<p>国の指針では「その性状・排出の状況・通常取り扱い形態・取引価値の有無・占有者の意思」の5つの要素を総合的に判断し、廃棄物か有価物かの区分をするとしています。そのため、屋外堆積等された時点では、直ちに廃棄物とは断定することはできません。</p>

(3) 設置者の定義について

提出された意見	市の考え方
<p>既に設置している者とは何を指すのか、これでは読み取れないのではないかと。まず設置の概念を明確にすべきだ。</p>	<p>飯田市環境保全条例が改正された時点で、既に屋外堆積場において使用済物品等の堆積、集荷、選別又は出荷を行なっている者を指します。</p>

(4) 届出の制度について

提出された意見	市の考え方
<p>当地区では、廃棄物等の野積みが以前より問題となっている。当地区の考えとしては、既存の野積み状態の施設改善と新たな野積み施設を設置させないよう関係機関へ要望してきた。本条例の改正によりこれまでの要望事項が履行されるとは考えられない。</p>	<p><u>飯田市環境保全条例の改正により原案では、屋外堆積等をする場合の届出（着手制限付き）を義務化し、地元の地域協議会会長の申出に基づき及び市長がの要請した場合における、届出者による地域住民等に対する説明会の開催等を義務づけさせ、また並びに市長による勧告に従わない場合の公表や事故時の措置命令に従わない場合の罰金その他の規定を追加します。しま</u> この条例改正により事業者と周辺住民との相互理解を図りながら、公害等の防止や環境保全の観点から必要な指導等を行い、地元の要望に応じていきます。</p>
<p>300㎡以下の屋外堆積場についても、本条例と同様に届出の義務を課すことが必要と考える。</p>	<p>小規模の屋外堆積等までを対象とすることは、通常の市民生活や営業活動への影響もあり、また現状の屋外堆積場を見ても300㎡を超える面積を有しています。また、300㎡以下の屋外堆積等の場合でも、把握とパトロールに努め、環境保全上影響ある場合は指導等を行う考えです。</p>

<p>条例の柱が、面積と高さ及び届出となっているが、面積、高さは外形であってどの時点を抑えるのか。またどの状態を抑えるか等判定が難しいのではないか。更に、面積・高さ以下のものについては黙認となるためかえって既成事実化するのではないか。</p> <p>届出制ということは、届けをした時点で許可となるため、そもそもこの条例が何のために設けられたのかの点で不十分であり抑制力という点では不十分だ。むしろ、許可制を検討すべきではないか。</p> <p>これらの点から、更に実効性あるものにするために再検討すべきだ。</p>	<p>要件は、面積 300 m²又は高さ 3 mを超えて屋外堆積等する場合です。事業開始前にそれを超えると想定している場合は届出が必要になります。また事業を行っている間であっても、これら要件に達する事となる前に届出が必要となります。</p> <p>要件以下のものを把握した場合でも、パトロール等や必要な指導等を行います。</p> <p>基本的には、事業活動の自由を大幅に制限する条例の制定は現時点では困難と考えております。飯田市環境保全条例の改正により、事業者と周辺住民との相互理解を図りながら、公害等の防止や環境保全の観点から必要な指導等を行い、地元の要望に応えていきます。</p>
---	---

(5) 短期間の屋外堆積場設置について

意見等	考え方
<p>廃棄物の収集についてゲリラ的に期間を区切って、ある場所で短期間に収集し撤収するような業者への対応はどのように行うのか。</p>	<p>廃棄物の収集については、短期のものであっても廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規制の対象となります。</p> <p>いわゆる有価物（使用済物品等）について3日を超えて屋外堆積等する場合は、飯田市環境保全条例の改正条例の対象となります。</p>

(6) 屋外堆積場の把握について

意見等	考え方
<p>現在市内に特定堆積場なるものが存在するのか。また特定堆積場に該当したという事実をどのように把握するのか、抜け落ちが出る恐れあり。</p>	<p>要件に該当すると思われるものは把握しています。要件以下となっても、必要な立入りや住民からの情報提供など日ごろの情報把握に努めていきます。</p>

(7) 適正事業者等の基準について

意見等	考え方
<p>適正な経済活動を行う事業者への影響を避けなければならないとあるが、現在行われている野積み状態の業者が適正な経済活動を行う事業者と考えられるのか疑問である。</p>	<p>屋外堆積等をもって、「直ちに適正なものではない」とは言えないと考えています。</p>
<p>適正な経済活動を行う事業者への影響を避けるとあるが、そもそも適正でない事業者は最初から排除すべきではないか。また、適正の基準が問われないか。</p>	

(8) 屋外堆積場の底面・排水について

意見等	考え方
コンクリート敷など地下浸透しないもの、排水処理の浄化槽基準を満たすものでないと認めない条項を加える。	屋外堆積等した使用済物品等から油等を含む水が浸出する部分には、底面を不浸透性の材料で覆うとともに排水溝その他の設備を設けることを求めていきます。 公共用水域に事業排水を行おうとする場合は、浄化槽等の設置義務の規定に従い必要な浄化槽等の設置を求めてまいります。 屋外堆積場についても、使用済物品等を透過した水に油等が含まれると認められる場合には、浄化槽等の設置を求めることとなります。
地下への浸透を防ぐため、不浸透の材料で覆うとあるが、これにより場内の排水を隣接する河川・用排水路等へ放流することになる。放流することを地元関係者の同意を取ることを必要条件とされたい。不同意となった場合は施設の設置をとりやめることが重要と考える。	市では使用済物品等を透過した水に油等が含まれると認められる場合にはその水がそのまま公共の水域に流出することのないように、浄化槽等の設置などの対策を打つことを求めてまいります。また住民説明会を行なうなどにより、事業者と住民の相互理解を深めていきたいと考えています。

(9) 屋外堆積場の面積・高さについて

意見等	考え方
一定面積とはいかなるものか。2項とは区別していると見られるが読み取れない、2項との違いを明確にすべきだ。	1項の一定面積と2項で定義している一定面積とは、同じ意味で使用しています。
面積や高さについて、どの時点を差すか。	使用済物品等について、一定面積又は高さを超える状態が3日を超えて継続する屋外堆積等をしようとするときは、届出の対象とするよう考えています。
面積や高さの根拠を合理的に説明できるようにすべき。	既存の屋外堆積場の実態、他市の例や廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則で規定する産業廃棄物を事業場の外で保管する際の事前届出は300㎡超としていることを参考にしました。 また、高さ3m超は、崩落の危険も考え定めるものです。

(10) 指導・勧告の明確化について

意見等	考え方
指導・勧告は行政指導か処分なのか不明確。	一般的な意味でどちらも行政指導と捉えています。

(11) 地域協議会会長の意見又は地元説明について

意見等	考え方
届出の中で条件が整えば屋外堆積場ができてしまうが、近隣住民への説明会実施の条件を業者に対し必要条件とされたい。住民の同意ができない場合は施設設置をとりやめることが重要と考える。	市に対する地域協議会会長の意見を盛り込みたいと考えています。 また、地域協議会会長及び市長の判断で説明会を開き、事業者と住民の相互理解を図っていききたいと考えています。

<p>柏市条例中に事前協議が求められているが、これは周辺住民の不安を取り除き、また事業者に対して不正行為の抑制効果も望めると思われる。飯田市では地域協議会が市長の諮問機関としてあるので、ここに事前に諮りその議事録をもって届出の一要件にしたらどうか。</p>	<p>柏市の旧条例では、廃棄物処理施設の設置に関して県に申請する前に市と事前協議するよう定めており、飯田市で行なおうとする使用済物品等に関する屋外堆積等の届出は、着手制限される間に地域協議会長の意見や地元で説明会を行うことを想定しております。</p> <p>周辺住民の不安解消については、飯田市環境保全条例を改正することにより地域協議会会長意見表明や住民説明会の開催などにより、事業者と周辺住民との相互理解を図りながら、公害等の防止、環境保全の観点から必要な指導等を行い、地元の要望に応えていきます。</p>
--	--

(12) 事故時の措置命令について

意見等	考え方
<p>事故時の措置として、市は状況により措置命令を行うとしており、報告義務に「水質、騒音等を測定し」としているが、更に「土壌」を付け加える。</p>	<p>現行の飯田市環境保全条例第 33 条にある報告の徴収の規定で対応できます。「土壌」についても、必要な事項として検査報告を求めることができます。</p>

(13) 立入検査等実施者について

意見等	考え方
<p>屋外堆積場への立入検査等の実施に、市職員のほかに「地元責任者・市が推薦した市民」の立ち入りを付け加える。</p>	<p>立入検査等を行なう権限は、市職員に付与されるのが適当と考えます。</p>
<p>立入調査等を拒否とあるが、罰金という以上、誰がそれを立証するのか。警察がするのか、市職員でいいのかこの点が不十分。</p>	<p>市職員が状況記録をとるなど、慎重に手続きを進めますが、そのような事案となった場合は、警察へ告発することになります。</p>

(14) 報告・徴収の根拠について

意見等	考え方
<p>条例の求めるとあるのは、あたかも他に条例があるように読める。「報告」は作為義務であるため飯田市条例上の根拠を示す必要がある。不十分だ。</p>	<p>条例の求める報告とは、現行の飯田市環境保全条例第 33 条の規定に基づく、公害を発生させ、若しくは自然環境を破壊した者又はそのおそれのある者に必要な事項を求める報告です。</p>
<p>必要な報告とは何を指すのかがわからない。</p>	

(15) 罰金の根拠について

意見等	考え方
<p>届出・報告徴収に対し罰金を科せられるのか。その根拠を法令上に求め条例中に示す必要がある。</p>	<p>根拠法令としては、この飯田市環境保全条例は地方自治法第 14 条の規定に基づく条例であり、通例として明示しなくてよいものと考えます。</p>
<p>事故発生時の義務・命令違反に対する罰金の根拠をどこに求めるのかを明確にすべき。</p>	<p>罰金の根拠は飯田市環境保全条例及び地方自治法第 14 条の規定となります。</p>

<p>勧告に従わないことに対する過料は、行政手続法上問題があるのではないか。</p>	<p>過料の規定を取り止め、勧告に従わなかったものを公表することを考えています。</p>
--	--

(16) 強い規制を求めることについて

意見等	考え方
<p>屋外堆積場をこれ以上増加させない条例の改正であることを望みます。</p>	<p>飯田市環境保全条例の改正により、<u>原案は屋外堆積等をする場合の届出を義務化し、地元の地域協議会会長の申出に基づき及び市長がの要請した場合における、届出者による地域住民等に対する説明会の開催等を義務づけさせ、また並びに市長による勧告に従わない場合の公表や事故時の措置命令に従わない場合の罰金その他の規定を追加することで、事業者と住民の相互理解のもと屋外堆積場による環境汚染を防止し、及び近隣住民の不安を解消することを目指します。</u></p>

(17) 廃棄物許可事業者の意見反映について

意見等	考え方
<p>既存の廃棄物処理の資格を持つ業者の意見聴取を行い、本条例の有効性を確認されたい。</p>	<p>廃棄物処理業界代表の意見を聴きました。一部でも廃棄物に近い放置状態にならないよう、立ち入りの際は荷動きの乏しい品目に留意されたいとのことでした。</p>

(18) 新たな条例の制定について

意見等	考え方
<p>柏市の野積み条例は環境条例を補完する別立てになっている。飯田市の野積み条例も別に単独に条例を立て、目的を明らかにすべきではないか。</p>	<p>現行の飯田市環境保全条例の枠組みで屋外堆積等に対処できる部分もあることから、その仕組みを生かすため、条例改正により規定を追加していく方法をとりました。環境の保全及び公害の防止という目的は同様と考えています。</p>

(19) 意見公募等について

意見等	考え方
<p>パブリックコメント素案の内容について、市民の間に分かりにくいという意見が多くある。野積み案件のような市民からの要望意見があつて条例化するには、当該関係地域の市民の意見をその作成段階から十分に聴取するなど、市民参加を十分に配慮し行なうべきではなかったか。 この点からも、拙速に施行を急がず今一度民意の積み上げのための検討期間を求める。</p>	<p>必要な事項はお示したと考えておりますが、ご意見を参考に今後の意見公募の制度の運用に際し、留意してまいります。</p>
<p>パブリックコメントに示された素案内容と議会に示された内容に乖離がある。 このことも混乱する一要因になっている。今後のパブリックコメントの手法について、どの時点で何についてどのように行なうかなど、手順と様式を明確にすべきだ。</p>	<p>乖離がないようにと配慮しましたが、ご意見を参考に今後の意見公募の制度の運用に際し、留意してまいります。</p>

(20) 行政の対応について

意見等	考え方
事故時の措置としては市が事業者に「措置命令」とあるが、これでは時間がかかり過ぎる。被害を最小限に留めるために、市が直接対応できるように条例中に何らかの規定を設けるべきではないか。	汚染させた者が責任を果たすよう、措置命令を発するなど行いますが、基本的には事業者が対応することになります。ただし、緊急時には行政が対応する場合があります。

(21) 既存業者への説明について

意見等	考え方
10月公布とあるが、既存事業者に対しどのように説明するのか、同意と普及をどうするのか。	飯田市環境保全条例の改正の案ができたところで、既存事業者に対してこの改正は住民の要望や議会の意見を基にしたものである旨を説明し、理解を求めます。

(22) 上部機関等との協議について

意見等	考え方
県や法律等の専門家と条例改正に当たって協議をするべきである。	県については、環境部局、古物商、金属くず商部局と協議をしています。弁護士とも協議しており、罰則適用については、長野地方検察庁と協議を行っています。
長野地方検察庁とはこの条例素案について協議をしたのか。条例としての実用性について検察側の意見・見解について説明があるべきだ。	現在協議中です。
県との協議説明もあるべきだ。	廃棄物に関しては地方事務所環境課と飯田警察署、金属くず商及び古物商に関しては飯田警察署と相談をし、使用済物品等の屋外堆積等に対する指導強化を図る飯田市環境保全条例改正の趣旨を説明し、相互の連携を強化することに理解を得たところです。

(23) 景観上の配慮について

意見等	考え方
施設の周辺の囲いを設けるとあるが、屋根の設置や見た目などの景観上の配慮を考慮することを条件に加えられたい。	飯田市環境保全条例の改正により、使用済物品等の屋外堆積等について公害等の発生防止や環境保全の観点から必要な指導等を行うものです。 景観上の配慮については、必要に応じて景観条例の規定などにより配慮を求めていきます。

5 公募による意見募集以外の意見に対する市の考え方

パブリックコメントと平行して行なった説明会等で、頂いた意見に対する現在の考え方を示してあります。

(1) 屋外堆積場の定義の明確化について

意見等	考え方
使用済み物品の解釈は誰にとっての主語に欠けているため、あいまいである。見直しが必要。一度使用され、又は使用されず、などはどの時点を指すのか。	使用済み物品等の解釈は、客観的に判断するものと考えています。主語を使うことを考えていません。
環境保全条例第6条で、周囲の良好な生活環境が損なわれるとは野積みとの関連でどう関係付けるのか解釈に問題がある。	現行の飯田市環境保全条例第6条において、市長が事業活動によって周囲の良好な生活環境が損なわれ、又は公害が発生する恐れがあると認める場合に指導、勧告する規定があります。これは、事業活動としての屋外堆積場にも当てはまります。
全体にあいまいな言い回しが多く見られるため、再検討が必要と思われる。	説明のために使ったものは、その時点で整理していた説明資料です。その後ご指摘などを参考に検討を加えています。
建設業の資材置き場を含むのか。	資材として使用する物は、使用済み物品等を含めないため、屋外堆積場に該当しません。

(2) 有価物要件の明確化について

意見等	考え方
届出をしない施設とあるが、条例の効力を及ぼさないのか。及ぼすならどこかに触れておくべきではないか。	飯田市環境保全条例の改正にあたって適用外となる施設の意味で「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の規定に基づく許可を受けた施設などを例示しました。現在は、屋外堆積等される「使用済み物品等」の定義から廃棄物などを外すことを考えています。
有価物と廃棄物との区分、判断基準は。	前段、「4 提出された意見の概要と市の考え方(2) 廃棄物か否かの判断について」により参照ください。
家電リサイクル法があるが、無料回収に出した方がいいと考える人がいる。	家電リサイクル法は排出者の義務を定めてある法律なので、市でも適正処理をPRしているところです。
業者による無料回収の場合は、どのような対応ができるのか。	無料の回収であっても業者は有価物として取扱っていることから、それを屋外堆積等すれば飯田市環境保全条例の改正条例の対象となります。 回収品が廃棄物となれば、廃棄物の処理及び清掃に関する法律が適用されます。
外国人にも法律を守らせるようにするべきだ。	法律は、事業を行なう全てに対して適用されます。条例も同様に適用していきます。

(3) 設置者の定義について

意見等	考え方
同一事業者が複数とは名義が変わっていれば良いのか、形態として認められなければ良いのか等、抜け道が想定されるため実効性が疑われる。	複数の場所において、実質同一人が関わっていると見なされるときは、面積を合計することも考えています。
兄弟や家族が行なう場合は。	
同一事業者の定義を、三親等まで同一とみなすことを加える。	

(4) 届出の制度について

意見等	考え方
法律等の狭間を埋めると言っているが、カバーできるのか、すり抜けるものはないか。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律などの既存法では対象とならない使用済物品等の屋外堆積等について、飯田市環境保全条例の改正により対応していくことにしました。
届出の定期更新について定める。	必要などきに行なう立入り等により堆積等の状況を把握するので、定期更新は考えていません。
廃止の届出時には土壌検査等の安全確認を加える。	屋外堆積場を廃止する届出時には立入り、状況により現行の飯田市環境保全条例第 33 条の規定により公害の発生等のおそれがある者に対し、土壌検査を含む報告を求めることとなります。その結果によっては、同条例第 6 条による指導や勧告を行います。
設置場所に接する公道の幅員の指定を加える。	屋外堆積場に接する道路等の幅員を規定することは難しいと考えています。
堆積期間については明記するのか。	届出の様式に屋外堆積事業の終期を記載するようにしていきます。
届出の対象としての堆積期間の考え方は。	
油等の流出は想定できる。屋根をつけなくてはならないという条件をつけては。	基本的には、前段、「4 提出された意見の概要と市の考え方(8) 屋外堆積場の底面・排水について」によって、対応を求めてまいる考えです。

(5) 短期間の屋外堆積場設置について (意見なし)

(6) 屋外堆積場の把握について

意見等	考え方
説明会等で指摘を受けている既存業者は、どう対応していくのか。条例施行までに片付けて欲しい。	廃棄物を扱っているものとして判断しており、廃棄物の処理及び清掃に関する法律による対応をしており引続き指導中です。

(7) 適正事業者等の基準について

意見等	考え方
事業所とはどのような形態を指すのかあまい。	屋外堆積等は事業に伴うものなので、飯田市環境保全条例の改正にあたっては「堆積等している場所」と考えています。

(8) 屋外堆積場の底面・排水について

意見等	考え方
底面を不浸透の材料とあるがあまい。	前段、「4 提出された意見の概要と市の考え方(8) 屋外堆積場の底面・排水について」を参照してください。
屋外たい積場設置の条件にコンクリート等を敷設することなど明記しなくて良いか。	
有害物質の地下浸透及び流出しない設備の設置（敷地面の覆い、排水溝、浄化槽の設置）を加える。	
定期的な浸出水及び土壌の検査を加える。	立入りの際把握した状況に対して、現行の環境保全条例第 33 条の規定により、公害の発生等のおそれがある者に対し、土壌検査を含む報告を求めることとなります。その結果によっては、同第 6 条による指導や勧告を行います。
雨水溜などから蚊等を発生させないように覆いの設置を加える。	屋外堆積場を立入りする中で、そのような状況であれば現行の飯田市環境保全条例第 6 条により指導します。

(9) 屋外堆積場の面積・高さについて

意見等	考え方
屋外に使用済物品等の集荷、選別、出荷とあるが、想定される事態があまいで、面積・高さをどう当てはめるのかの解釈で問題が出る。	前段、「4 提出された意見の概要と市の考え方(1) 屋外堆積場に係る定義の明確化について」を参照してください。
堆積場が他市町村にある場合は、面積を含めるのか。	他市町村分については面積に含めません。事業者の営業状況は、他町村と連絡を取り合い把握していきます。
事業者が広域に亘るものまでを対応できるように定めることを要望する。	
堆積場の面積 300 m ² では広い。	面積 300 m ² 以下の屋外堆積等について届出義務はありませんが、パトロール等を行い監視していきます。
300 m ² 以下をいくつも作った場合は。	複数の場所において、同一人が屋外堆積等している場合は、面積を合算します。
面積 300 m ² は 1 箇所のみか。	

(10) 指導・勧告の明確化について

意見等	考え方
屋外堆積場の要件について、公害を発生させる、発生させる恐れをどのように判断するのか。	飯田市環境保全条例施行規則の改正により、指導の基準に沿って必要な判断をしていきます。
施錠とはどのようなことを指すのか。	施錠等により、関係者以外の者が容易に立ち入りできないようにすることです。
周囲の囲いとはどのような状態まで求めるのかあいまい。	屋外堆積場への容易な立ち入りを防ぐ構造を有するものを想定しています。
騒音の発生を予想とあるが誰が予想するのかの点が問題。	市長が飯田市環境保全条例施行規則の改正により定める指導の基準に照らして判断します。
軽い素材の堆積とあるが、そもそも使用済み物品に素材が含まれるのか。また、軽い素材とあるが、軽いとは何をもちって軽いというのかあいまい。	形状、性質により飛散が予想されるものを指します。
周辺環境に及ぼす影響とあり、意見にできる限り配慮とあるが、これでは何のことか分からない。本当に影響を防ぐことができるのか疑問。	前段、「4 提出された意見の概要と市の考え方(11) 地域協議会会長の意見又は地元説明について」を参照してください。
水質、騒音、汚染、悪臭などの判定数値の適用既法令の明示をする。	基本的には各種環境法令による規定によりますが、事業者と市民との相互理解を図りながら、環境汚染防止と住民不安の解消を目指します。

(11) 地域協議会会長の意見又は地元説明について

意見等	考え方
地元の住民に対して、条例改正の説明会を開くべきだ。	飯田市環境保全条例の改正の案ができたところで、該当地区などで説明会を実施していきたいと考えます。

(12) 事故時の措置命令について

意見等	考え方
市の措置命令の前に状況調査、判定する第三者機関の設置を加える。	市の勧告に従わない者の公表をする前に、飯田市環境審議会の意見を求めていく考えです。措置命令については、緊急性を要するので市長としての判断を行いません。

(13) 立入検査等実施者について

意見等	考え方
立入検査とあるが、期間の定めが必要ではないか。	立入りや検査は、必要なとき行います。

(14) 報告・徴収の根拠について（意見なし）

(15) 罰金の根拠について

意見等	考え方
罰金に至る部分の根拠が薄いので後々運用上問題になりはしないか。	他の類似条例等の罰金のバランスを考え、長野地方検察庁と協議します。

(16) 実効性ある強い規制を求めることについて

意見等	考え方
公害発生の未然防止を図る必要があり、早急に条例の制定を進めるべき。	飯田市環境保全条例の改正を早急に進めます。条例制定後は、事業者と市民との相互理解を図りながら、環境汚染防止と住民不安の解消を目指します。必要なときには立ち入りをし、必要な指導等も行うことで実効性を上げたいと考えています。
この条例では甘いのではないか。机上の考えだけでなく、現場へも足を運んでいるのか。	

(17) 廃棄物許可事業者の意見反映について（意見なし）

(18) 新たな条例の制定について（意見なし）

(19) パブリックコメント等について

意見等	考え方
地域の意見を汲み上げてくれるのか。	地域の説明会や審議会などは市民の意見を汲み上げるための重要な機会の一つであると考えています。しっかり検討して反映させたいと考えます。
パブリックコメントと審議会での意見はどのように反映させるのか。	
団体としてパブリックコメントすることができるのか。	可能です。

(20) 行政の対応について（意見なし）

(21) 既存業者への説明について（意見なし）

(22) 上部機関等との協議について

意見等	考え方
遊休農地が使われることも考えられ、農業委員会の意見を聞くことも必要。	農業委員会からの意見反映をしております。立入りなどについて、農業委員会ほか関係部署とも情報共有等を図り適切に対処していきます。
県は産廃、市は一廃となっているようだが、県との合議はしてあるのか。	地方事務所環境課、飯田警察署とも調整しているところです。

(23) 景観上の配慮について

意見等	考え方
囲いの記述に「環境文化都市飯田にふさわしく、景観を損なわない囲い」を加える。	飯田市環境保全条例の改正により、部外者の容易な立入りを防ぐ囲いの設置を求めています。景観上の配慮については、必要に応じて景観条例の規定などにより配慮を求めています。

(24) スケジュールについて

意見等	考え方
条例改正のスケジュールは。	平成 23 年第 2 回定例会に飯田市環境保全条例の改正案を提出する予定です。